第２３号様式（第５４条関係）

許可番号 第　75 号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所　東京都江東区辰巳三丁目７番８号
氏名　広陽サービス株式会社
代表取締役 尾崎　泰裕
（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項の規定により、下記のとおり許可します。

平成30年10月26日

葛飾区長の名において
東京二十三区清掃協議会
会長　西川　太一郎

記

1　取り扱う一般廃棄物の種類　　普通ごみ、道路・公園ごみ、廃家電

2　事業の区分　　収集・運搬(保管・積替えを除く。)

3　運　搬　先　　区長の指定する処理施設
特別区内の指定引取場所

4　作 業 場 所　　葛飾区の区域内

5　許 可 期 間　　平成30年10月1日　から
平成32年9月30日　まで

6　許可の条件
作業にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令の規定を遵守するとともに、生活環境の保全のため、区の指示に従うこと。

1　この許可について不服がある場合には、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、行政不服審査法の規定により葛飾区長に対し、書面により審査請求をすることができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
2　この許可についての取消しを求める訴えは、この許可証を受け取った日（前項の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る決定を受けた日）の翌日から起算して６か月以内に、行政事件訴訟法の規定により葛飾区を被告として（葛飾区長が被告の代表者になります。）提起することができます。（なお、この許可証を受け取った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この許可の日の翌日から起算して１年を経過すると許可の取消しの訴えをすることができなくなります。）。